



議会だより

No. 165

発行
令和6年
7月26日(金)



史跡・遺構巡り その5

「特攻殉国の碑」 昭和19年、日々悪化する太平洋戦争の戦局を挽回するため、日本海軍は、臨時魚雷艇訓練所を横須賀から、川棚町小串郷に移し、魚雷艇隊の訓練をおこなった。

毎年5月第2日曜日、川棚町新谷郷主催で慰霊祭がおこなわれている。

写真提供：慰霊祭主催者

P.2 6月定例会

P.3 議案審議

P.5 請願・意見書

P.7 一般質問

8名が登場!

P.16 議員定数・報酬等のアンケート調査



QRコードから
議会ホームページに
アクセスできます。

6月定例会

一般質問を日曜日に開催!!



8名が登壇
34名の傍聴がありました

議会を休日開催できないかと多くの要望が寄せられていました。

行政と日程などの調整をおこない、今回久しぶりの日曜議会開催となりました。

今後も、町民の方々が傍聴しやすいように努めます。



議案審議



令和6年6月議会は、6月13日(木)～19日(水)まで開かれ、
令和6年度補正予算の審議、専決処分の承認7件、報告4件等を受けました。

令和6年度補正予算(3件)

- 令和6年度川棚町一般会計補正予算(第1回) 全会一致で可決
- 令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回) 全会一致で可決
- 令和6年度川棚町下水道事業会計補正予算(第1回) 全会一致で可決

専決処分の承認(7件)

- 令和5年度川棚町一般会計補正予算(第10回)
 - 令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6回)
 - 令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)
 - 令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)
 - 令和5年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第1回)
- ※いずれも決算見込みにより専決処分されたもので 全会一致で承認
- 川棚町税条例の一部を改正する条例
※地方税等の改正に伴うもので 全会一致で承認
 - 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
※地方税施行令の改正に伴うもので 起立多数で承認

報告(4件)

- 令和5年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 令和5年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書
- 令和5年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書
- 川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件

繰越明許費・ 繰越計算書とは？

令和5年度に実施できなかった事業費等を令和6年度に確保しておくもの。



条例の一部改正



★町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

● 地方自治法の改正に伴い、引用している条項にずれが生じたため。

採決：討論はなく、全会一致で原案可決しました。

★川棚町個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

● 法律の改正に伴い、引用している別表が廃止されたため。

採決：質疑討論はなく、全会一致で原案可決しました。

★川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

● 「乳幼児」及び「子ども」について、医療費の無償化を実施するため。

採決：質疑討論はなく、全会一致で原案可決しました。

★川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

● 小規模保育事業所等において、保育士等の最低配置基準が見直されたため。

採決：質疑討論はなく、全会一致で原案可決しました。

★川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

● 長崎県後期高齢者医療広域連合の条例が、一部改正されたため。

採決：質疑討論はなく、全会一致で原案可決しました。

★川棚町管住宅管理条例の一部を改正する条例

● DV防止法の一部が改正されたため、引用箇所の改正をおこなうもの。

採決：討論はなく、全会一致で原案可決しました。

★川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

● 職員の免責に関する規定である地方自治法の条項が移動されたため。

採決：質疑討論はなく、全会一致で原案可決しました。

★川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

● 地方自治法において、引用する条項が移動されたため。

採決：質疑討論はなく、全会一致で原案可決しました。

★川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

● 水道法による権限が「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に移管されたため。

採決：質疑討論はなく、全会一致で原案可決しました。

★長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の件

● 令和6年12月2日をもって、現行の被保険者証が廃止されることに伴うもの。

採決：起立多数で原案可決しました。

★川棚町議会議規則の一部を改正する議会議規則

● 地方自治法の一部改正によるオンライン化が本年4月1日から施行されたため。

採決：質疑討論はなく、全会一致で原案可決しました。

★川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例

● 地方自治法の一部改正によるオンライン化が本年4月1日から施行されたため。

採決：質疑討論はなく、全会一致で原案可決しました。



請 願

地方自治法改正案の廃案を発することを求める請願書

請願者 川棚町政を考える会

共同代表・事務局長 原 豊典
共同代表 溝上 義明

紹介議員 辻 清人
炭谷 猛

内 容 地方自治法改正案が衆議院を通過した。改正案は、国の恣意的判断を可能とするものであり、廃案を求めるもの。

総務厚生委員会報告（要旨）

大規模地震等、甚大な災害に国が対応や支援を迅速におこなうために必要な改正である。よって廃案にすべきでないとは判断する。

賛成討論 辻 議員

住民の反対があっても国の指示で強行される事態も考えられ、地方自治を守るためにも、賛成する。

反対討論 小牟田 議員

緊急事態を想定したものであり、国と自治体が協力し、速やかな復興をおこなうためのものであり、反対する。

採 決

賛成少数により、不採択とすべきものと決定

不 採 択

川棚町情報公開条例施行規則第10条にかかる手数料の改正を求める請願書

請願者 川棚町政を考える会

共同代表・事務局長 原 豊典
共同代表 溝上 義明

紹介議員 辻 清人
炭谷 猛

内 容 町が発行する書類の手数料・コピー代の価格改定を求めるもの。

総務厚生委員会報告（要旨）

社会情勢を考慮し、近隣市町とも比較検討をおこなったが、現状で妥当であると判断する。

賛成討論 辻 議員

情報を入手し易く、またその負担を減らすべきであり、賛成する。

反対討論 小牟田 議員

情報開示請求に応じた情報の提供であり近隣市町と比較しても高くないので、反対する。

賛成討論 炭谷 議員

値下げすべきであるので、賛成する。

反対討論 小田 議員

職員の手間もかかっており、現在の手数料は妥当であるので、反対する。

採 決

賛成少数により、不採択とすべきものと決定

意見書 可 決

緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出について

発 委 議会運営委員会

緊急事態における、国家の責務と権限を明確にし、国民の命と財産を守るため、憲法のあり方について建設的かつ広範な論議を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求めるもの。

反対討論 田口 議員

新たな規定を設ける必要は無い、不戦の意志のもと、憲法9条改正に繋がることを危惧する。

また、意見書の内容が曖昧であり矛盾も感じるので、反対する。

賛成討論 山口 議員

大規模災害時には、国家的な対応が重要であり、非常事態に備え、論議の喚起と早急な法整備が必要であるので、賛成する。

反対討論 辻 議員

従来の法体系に限界を作るのは政府であり、特権的なものは必要ないので、反対する。

採 決

賛成多数で可決すべきものと決定

議会だより 読者モニターを委嘱しました

1 議会だより読者モニターとは

川棚町議会が発行する議会だよりに関し、広く町民から意見や提案等を聴き内容の充実を図るとともに、より分かりやすく、より親しまれる議会だよりを発行することを目的としています。

2 読者モニターの任務、任期など

- 議会だよりに関する意見、提案等を述べていただきます。
- 議会だよりに関するアンケート調査に回答していただきます。(発行の都度)
- 読者モニター会議に出席していただきます。(毎年度2回程度)
- 任期は2年間とし、再任を妨げません。



3 議会だより読者モニター名簿

6月3日に議長から委嘱状を交付しました。

(向かって左側から)
 倉前 和男 さん / 田川 悦子 さん / 西村 一恵 さん / 松尾 雄二 さん / 山口 雄一郎 さん / 山中 綾 さん
 (中組) / (西白石) / (西小串) / (若草) / (栄町) / (木場)

議席番号	賛否表													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
結果	表決数 賛成: 反対	堀田 一徳	増山 真理	山口 隆	坂中 信浩	炭谷 猛	辻 清人	毛利 喜信	小牟田 一紀	堀池 浩	田口 一信	小田 成美	山中 美由紀	小谷 龍一郎
専決処分の承認 (令和5年度川棚町一般会計補正予算(第10回)) ほか4件	承認 全会一致	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専決処分の承認 (川棚町税条例の一部を改正する条例)	承認 全会一致	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専決処分の承認 (川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	承認 12:1	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○
令和5年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書ほか3件	報告済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度川棚町一般会計補正予算(第1回) ほか2件	原案可決 全会一致	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例ほか8件	可決 全会一致	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の件	可決 12:1	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○
地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願	不採択 2:11	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●
川棚町情報公開条例施行規則第10条にかかる料金の改定を求める請願	不採択 2:11	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●
緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出	可決 10:3	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○

一般質問 8名が登壇!

6月定例会の一般質問は
16日(日)におこないました。

町長・教育長の考えを問う!

一般質問
とは…

町政全般の諸課題について、
本会議で町長等に質問するものです。
質問時間は、答弁を含めて50分以内です。
会議録は、ホームページ及び中央公民館
図書室で閲覧できます。

① 堀田 一徳 議員 (P.8)

○町制施行90周年を祝うイベントを

② 堀池 浩 議員 (P.9)

○魚雷発射試験場跡地について
○軟骨伝導イヤホン導入について

③ 田口 一信 議員 (P.10)

○激甚災害からの復興について
○人工芝におけるマイクロプラスチックの抑制対策について

④ 増山 真理 議員 (P.11)

○子どもの肥満と健康に関する取組を

⑤ 辻 清人 議員 (P.12)

○石木ダム地質調査結果の開示要求は
○認知症対策について
○コロナ後遺症対策について

⑥ 炭谷 猛 議員 (P.13)

○町民のための本当の災害防止・治水対策は

⑦ 坂中 信浩 議員 (P.14)

○公共施設のLED化の進捗は

⑧ 山中 美由紀 議員 (P.15)

○福祉医療費を現物給付に
○HPVワクチンの任意接種費の償還払いについて

町制施行90周年を祝う イベントを



堀田 一徳 議員

町長

様々なイベントを計画している

昭和9年11月3日に町制が施行されて今年で90年の節目を迎える。

町制90周年を祝うイベントについて、今後一層の発展と、活力あるまちづくりにつながるよう期待する。

堀田 記念行事の年間計画は。

町長 9月に「川棚を描こう」と題したスケッチ大会、秋にスポーツイベント、11月3日に記念式典、1月中旬には南こうせつwithファンによるコンサート、芸能事務所とタイアップした、ふるさと感謝祭（仮称）など、様々なイベントを計画している。

堀田 ロゴマークを作成し、ポスターやチラシに活用する考えは。

町長 早急に作成し、広報誌やタイアップ事業のチラシに活用したい。

堀田 観光や産業の写真を募集し、優秀作品を文化祭やホームページなどに掲示してはどうか。

町長 自然や、まちなみ、史跡等を見つめなおし、絵画で表現することで町の魅力の再発見と、発信につなげるための事業として「川棚を描こう」と題したスケッチ大会を開催する。

その後審査会を経て、記念式典において優秀作品を表彰する。

堀田 90周年を記念して、かわたな夏まつり補助金を増額できないか。

町長 令和5年度に検討委員会を開催し、方針や具体的施策を協議しており、令和6年度当初予算を確保している。

新たに補正予算を講じる考えはないが、予算の範囲内でタイアップ事業としてできないか検討する。

堀田 記念式典及び町の誕生日を、「町民みんなで祝う記念祝賀会」として開催できないか。

町長 町民の皆さまを対象とした事業として「ふるさと感謝祭」を考えている。

堀田 くじやく園が開園60周年となるが、町制施行90周年に組み込めないか。

町長 川棚町観光協会が主体的にイベントを計画しており、その中で協議したい。

堀田 9月の高温の状況でスケッチ大会をどのように開催するのか。

教育長 熱中症や雨対策として、自分で撮った写真のみを使って描くこともできるなどの条件を付け、開催する。

荒天の場合は前日か当日の朝に判断し、1週間延ばすような対策を考えている。

堀田 マスコットキャラクターの作成は。

企画観光課長 デザイン事業者に委託する準備を進めており、10月ごろに町民の皆さまに投票していただく予定である。





堀池 浩 議員

魚雷発射試験場跡地について

登録有形文化財への
登録待ちである

町長

片島魚雷試験場跡地の、「魚雷」に空気や燃料を詰めた調整室「魚雷を運ぶレール」が敷かれた突堤「突堤の先端に位置する発射場」「燃料格納庫」「片島山頂部にある観測所」の5施設が3月15日に国の登録有形文化財に選定された。

堀池 文化審議会から選定されたが、登録有形文化財登録までにどのくらいの期間がかかるのか。

教育長 選定されたが、登録有形文化財の登録は秋ごろと予測される。

堀池 保存や活用の計画は。

教育長 建物等を保存・維持していくためには多額の財源が必要となり、登録されれば保存計画を作成しなければならぬ。策定委員会を設置し、専門的知見者等も委員に入れて、計画を策定していく予定である。
この遺構は近代化遺産

として評価されており、大変貴重な歴史的建造物でもある。
戦争の記憶を正しく伝えていくボランティアガイド等の協力を得ながら、観光資源として活かす計画を作成しなければならぬと考えている。

堀池 登録有形文化財登録後、町としてできることと、できないことはなにか。

教育長 できることは、保存のための修理等に国の補助金が活用できる。また専門家の指導・助言が受けられるなどのメリットがある。

一方、建物の修繕等を行う場合は、慎重を期す必要がある。建物自体の形状が変わったり、文化財の価値が損なわれた場合は登録が抹消される場合がある。

堀池 補助金等の交付条件は。

教育長 保存計画と活用計画を一体化した計画を作成しておく必要がある。

堀池 片島竹灯籠まつりは昨年終了したが、今後町独自で開催することは考えられないか。

町長 町内外にも認知され、町を代表するイベントの一つと認識している。本事業は継続的に民間主体で開催していただきたいと考えている。
行政が引き継ぎ、開催する考えはない。



魚雷発射試験場跡地

軟骨伝導イヤホンについて
軟骨伝導イヤホンは、耳をふさがらないため、周囲の音も聞こえ、気になる側頭部の圧迫感や音漏れもない。

堀池 耳が遠い方へはスピーカー1台で対応されているが、プライバシー保護の観点からも、軟骨伝導イヤホンの導入が必要と考えるが。

総務課長 1階の窓口に、助聴器か、軟骨伝導イヤホンのいずれか1台を設置したいと考えている。

堀池 軟骨伝導イヤホンは、1階に2台、2階に2台、水道課に1台、教育委員会に1台の、合計6台を窓口に設置できるか。

町長 設置を検討する。設置場所は、1階窓口に1台設置する。
今後は、他市町を調査し、今後対応を検討する。

激甚災害からの復興について

町長

国の制度に基づいて進めていく



田口 一信 議員

本町で激甚災害が発生した場合において、避難の次の「復興」という視点から、どのような施策をとるのか。

田口 つぶれた家屋を片づけることに、公費は投入できるか。

町長 国の補助金で「災害等廃棄物処理事業費補助金」があり、災害等による被害を受けた市町村がおこなう「災害等廃棄物処理事業」を対象とするものであるので、このような補助金を活用できると考える。



田口 つぶれた家は粗大ゴミでしかないと思うが、焼却場に持ち込めるのか。

町長 建築廃材・コンクリート・瓦等は、処理困難物として取り扱われるため

焼却場には持ち込めないが、災害廃棄物は仮置場に搬入後選別し、焼却処理やその他の処分をおこなう。



田口 宅地の復旧、家屋の再建には公費の補助や、保険の適用はあるのか。

町長 国では、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するために「被災者生活再建支援制度」が用意されており、支援金の額は住宅の再建内容により、基礎支援金が最大100万円、加算支援金が最大200万円となっている。保険の適用は、支援金が出ず、自己負担がある場合が対象となる。

大崎公園交流広場の人工芝の摩耗や劣化により排出するマイクロプラスチックの抑制対策について

田口 人工芝改修工事前にマイクロプラスチックの発生量の見込みについて調査をしたか。

町長 使用頻度の高い箇所から摩耗や劣化が顕著に進行しているとの調査報告があっている。

田口 どのくらいの量のマイクロプラスチックが発生すると見込んでいますか。

町長 張り替え後、すぐの間は発生しにくいものと考えているが、具体的な発生量を見込むことは困難であると考えている。

田口 マイクロプラスチックの発生を抑制する対策はどのように考えているのか。

町長 環境省が発行する資料によると、日常点検によりパイルの欠片を除去することも効果的とされており、適切な管理をおこなっていく。

田口 マイクロプラスチックが海に流れ出すことを防止する対策はどのように考えているのか。

町長 排水対策については、周辺排水施設にきめ細かいネットを施すこと、利用者の移動に伴う流出対策としては、出入り口にマイクロプラスチックを捕捉するためのマットを設置する等が考えられる。





増山 真理 議員

子どもの肥満と健康に関する 取組を

親と子の健康づくりに努める

町長

町民の健康増進の総合的な推進に関し、「健康かわたな21計画」を基に考える。本町の肥満傾向にある子どもの割合は、全体的に長崎県よりも高くなっている。子どもの肥満は将来、心筋梗塞や脳卒中のリスクを高めると共に、そのまま成人肥満に移行しやすく、早期の肥満治療が重要であると、日本小児内分泌学会が発表している。

増山 生活習慣病予防の取組を行う対象を前倒しし、子どもの肥満改善のための教育支援等に積極的に取り組むことにより、子どもの健やかな成長と生活習慣病予防、疾病の罹患によるQOL(生活の質)の低下予防や、医療費削減を同時におこなうことができるかと考えるが、

町長 生活習慣病予防の取組をおこなう対象を前倒しし、子どもの肥満改善のための教育支援等に積極的に取り組むといっ

た、子どもの肥満改善対策に特化した取り組みとしておこなうのではなく、健康かわたな21の基本目標である「豊かな社会生活を営むためのこころと身体づくり」「親と子の健康づくり」の施策に沿った取り組みを推進し、健康全体を増進することで子どもの肥満率に改善が見られたという取り組みの進め方をおこないたい。

増山 アンケートや検査結果に不登校児童生徒の意見や、検査結果は反映されているか。また、健康状態の把握はできているか。

教育長 学校保健安全法に基づき全員受診に取り組んでいる。不登校児童生徒を含め未受診者については、学校医と連携し受診を勧奨している。
町長 健康診断の事後指導として、検査結果を家庭に伝え、医療受診を勧奨する等の対策をとっている。

増山 子どもの肥満の原因分析と改善への取り組みは。

町長 日本医師会の資料によると、小児肥満の原因として、食生活・運動不足・睡眠時間の減少があげられている。
「早寝早起き」「朝食をしっかりとる」「規則正しい生活」「適度な身体活動」が健康的な生活を送る上で重要であると考える。

増山 肥満傾向にある子どもとその保護者や子育て世代の肥満傾向にある人へ、健康リスクの説明等の情報発信・情報共有と正しい知識の普及や親子勉強会、相談会の開催、個別指導の考えは。

町長 乳幼児期の検診時に保健師及び管理栄養士からの指導、学齢期には学校保健による健康指導をおこなっている。また、個別に健康相談をおこな

うことも可能であるので、必要に応じて対応する。

増山 行政・学校・栄養士・保護者・児童生徒・医療機関、さらにスポーツクラブ等と連携した子どもの肥満に特化した取り組みはおこなわれているか。

町長 おこなっていない。

増山 肥満傾向にある児童生徒の希望者に対し、小児メタボリックシンドローム診断をおこない、治療への一歩とする考えは。

教育長 考えていない。

増山 現在、生活習慣病の治療を受けている児童生徒の状況は。

町長 医師による疾病管理の下で治療を受けている。



石木ダム地質調査結果の 開示要求は



辻 清人 議員

町長

開示要求する考えはない

川原で生活している住民には、1日として安心した暮らしはないと思う。一度立ち止まって石木ダム建設を考えてはどうか。

辻 洪水が起こる確率について、山道橋を境に下流は100年に一度、上流は30年に一度と、橋で区分けする根拠は。

町長 橋で分けるのではなく、あくまで石木川合流地点を境とする、と理解するものである。

川棚川水系河川整備計画によると、「川棚川は、想定氾濫区域内における人口・資産の状況、県内のバランス及び昭和23年9月や昭和31年8月、昭和42年7月等の水害を考慮し、川棚川水系河川整備基本方針において、おおむね100年に一度発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図ることとしており、整備計画では、優先的に石木川合流点下流をおおむね1

00年に一度発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図るとともに、石木川合流点上流においては、おおむね30年に一度発生する降雨による流量の安全な流下を図ります。」と記載されており、そのように理解している。

辻 ダムによって洪水の被害が増すと思うが、治水対策にダムは役立つのか。

町長 近年、台風の大型化や線状降水帯などによる大雨が日本各地で発生しており、人命が奪われるという事実も少なくない。ダム建設によって避難にかかる時間は確保できるものと理解している。県によると石木ダム建設によりおおむね100年程度の大雨には対応できるとのことである。

辻 県に対し地質調査結果を請求する考えは。

町長 問題はなく、開示要求する考えはない。

認知症対策について

町民の認知症に対策や援助が必要と考える。

辻 認知症予防対策の取組と人数、担当者の配置、住民の理解や認知症に特化したボランティア団体の活動に対する支援は。

町長 認知症対策総合支援事業として、認知症カフェ「こよらねカフェ」をおこなっている。国は認知症サポーターがチームを組む、認知症の人やその家族の生活面の支援を早期の段階からおこない「チーム オレンジ」と呼ばれる施策を推進しており、本町でも取組を進めるために、認知症サポーターの養成に注力をする。

長寿支援課長 介護認定の調査で把握している見守りが必要な認知症の方は510人。

町内30か所で「通いの場」という100歳体操を目的とした地域交流事業がおこなわれている。

「通いの場」へは年間を通し、理学療法士や看護師等を各種講座の講師として派遣している。

今後介護予防・認知症予防を理解したサポーターを増やす。

コロナ後遺症対策

辻 コロナ後遺症の調査や対策について町長の考えは。

町長 新型コロナウイルス感染症の治療や療養終了した後に、他に明らか原因がなく、倦怠感、息切れ、思考力や記憶力への影響、脱毛等の症状が長引き、後遺症の症状が疑われる場合、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関などへ相談していただきたい。町独自に調査や対策をおこなう考えはない。



炭谷 猛 議員

町民のための本当の
災害防止・治水対策は

県は、整備計画を立て
取り組んでいる

町長

町民の生命、財産、生活を守る事が町長の責務である。

内水氾濫を含めた川棚川本流の、洪水発生による水害から守るための対策は。

炭谷 想定外の雨量の時に、下流域の町民をどうやって守れるのか。

町長 近年、線状降水帯発生による計画雨量を超える大雨も想定されている。

計画規模を超えるような大雨が降った場合、洪水を調節することでピーク時間を遅らせ、避難に要する時間を稼ぐことが出来る。洪水が想定されるときは、ハザードマップで示されているように、命を守る行動が非常に大切であり、避難所も開設されるので、避難をしていただくことが大切である。

炭谷 河川整備計画では、大雨に対応できる整備を

すると県は言っているが、いつ河川整備をおこなうのか。

町長 川棚川水系河川整備計画において、「優先的に石木川合流点下流をおおむね100年に一度発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図るとともに、石木川合流点上流においては、おおむね30年に一度発生する降雨による流量の安定流下を図る」とあります。波佐見上流区間において、河川災害復旧工事により、改修をおこなっており、近年では、城山公園下の岩を掘削し、河床も浚渫され、石木ダムが完成することで、おおむね100年に一度発生する規模の降雨による流量の、安全な流下を図ることが可能になる。

炭谷 県は、雨量観測も流量観測もせずに石木ダムを建設中である。町長は、石木ダムをこのまま進め

て下流域の住民を守れるのか。

町長 町は、過去に死傷者や住宅倒壊、床上・床下浸水など、甚大な被害を経験しており、住民の安全・安心を確保することは、行政の責務であると考ええる。

河川管理者である県はダム建設が一番効果的で有益性があるとして、取り組んでいる。現在、県においては再評価の手続きをされている。

炭谷 町は、県にダムを造ってくれと言ったことは現在まで一度もないことだが、50年間でできなくても、現在の状況で不安ばかりである。

現段階で、ダム建設の受け入れについて県に対し、どのような形で返答をしているのか。また、ダム建設についての再点検・再検討をおこなう考えはないか。

町長 「50年間でできなくても、現在の状況で不安ばかりである」全くそのとおりであり、その不安を取り除くために、県は整備計画を立て、治水対策に取り組んで、ダム建設事業を進められている。

私としては「水源地域住民の理解なくして事業の進展はなく、水源地域の住民との話し合いによる早期解決を願っている」。

早期解決と地域振興策の要望については、知事へ提出している。また、県において、ダム建設事業の再評価がおこなわれると理解している。

石木ダム付替県道工事



3号橋下部工

公共施設のLED化の進捗は



坂中 信浩 議員

町長

段階的な整備を進める

「水銀に関する水俣条約」において水銀添加製品を対象とし、2027年までに段階的な製造・輸出入廃止が決定したが、本町の公共施設のLED化は進んでいないのではないか。

坂中 公共施設（学校施設含む）、街路灯、防犯灯（地区防犯灯含む）等の、LED化の進捗状況は。

町長 庁舎本館及び別館については完了している。川棚中学校の一部教室においては、取り換え工事を実施している。

坂中 特に学校施設において、視力や聴力の弱い子ども、児童生徒が使用する教室は2倍以上の照度が必要であるとされている。

教育環境への配慮の観点から照度の低い現在の照明器具をLEDにすべきと考えるが。

教育長 令和10年度までに保全工事を段階的にこなすよう検討する。

他者のくちびるの動きを見て言葉を理解する聴力の弱い子どもに対しては、照度を上げることに加え、イヤホンを使用するなどの対策がある。



委員会室 LED 照明

坂中 自治会の防犯灯にはPCBを含む器具が使われているのではないかと。助成額を上げ、LED化を推進する考えはないか。

町長 自治会が管理している防犯灯のLED化の進捗状況については把握し

ていない。PCBを含む器具はないものと考えている。

助成額については、LEDに取り換えの場合は3万円、防犯灯の新設については9万円を上限に補助をおこなっており、補助金増額の考えはない。

坂中 中央公園野球広場のナイター設備のLED化は。

町長 中央公園野球広場のナイター設備は廃止し、すでにナイター設備のある防災広場を野球場として利用するため、スポーツ施設の整備について、県と協議をする。

坂中 中央公園野球広場の今後の利用についてはどうか。

建設課長 日中は通常通り利用できる。

坂中 公共施設等にある安定器やコンデンサーに言

まれる高濃度PCB廃棄物の処理は適切におこなわれたか。

農林水産課長 県からの定期的完全な保管・処理の指示の通り期限までに処理している。

坂中 低濃度PCBは各学校の照明器具の安定器に使用されており、古い安定器が破裂する事例が全国各地で発生している。2027年、令和9年3月末までに処理をおこなわなければならない。本町の対応は。

町長 段階的に進めたい。



野球広場ナイター照明（水銀灯）



山中 美由紀 議員

福祉医療費を現物給付に

財源も考え償還払いを
理解してほしい

町長

福祉医療費において、乳幼児は医療機関窓口で負担のみを支払う現物給付となっているが、小学生から高校生については、保険診療全額を支払い、後日、申請による払い戻しの請求をする償還払いである。

山中 本年度から、乳幼児から高校生までの医療費は完全無償化となり、子育て世帯にとっては経済的負担が軽くなる。

医療機関窓口での医療費の支払いは、乳幼児は1回につき800円の負担額を支払い、小学生から高校生までは、医療費の全額を支払い、後日、申請請求することにより払い戻しがされている。これを現物給付にすると、すべての子どもが窓口で医療費を支払わなくて済み、保護者の払い戻しの申請手続きをする手間も省け、医療費の無償化が実感できるのではないか。

町長 0歳から高校生世代までの医療費完全無償化を、令和6年4月1日診療分から、償還払いによる完全無償化としている。これを現物給付で実施した場合、財源の一部として想定されている県からの補助金が減額されるため、町独自の財源を追加して確保する必要がある。保護者等が病院や薬局で支払われた保険医療費の自己負担金を全額償還することにより、家計の負担を軽減し、また、財源の確保を考慮しながら、福祉の増進を図ることとしている。

山中 償還払いの場合は、役場担当事務職の事務量が増えて大変ではないか。

町長 手間はかかるが、保護者の経済的負担は軽減されるので、償還払いによる全額無償化を選択した。

住民福祉課長 システム改

修により、職員負担増にならないと考えている。

山中 無償化の周知方法は、

町長 町広報紙で周知する。

山中 個別にはできないか。

町長 ホームページやLINE等でも周知を図る。

「現物給付」とは、受給者が医療機関の窓口で医療費を支払う代わりに、受給者証を発行する自治体が医療機関にその医療費を支払うことです。

「償還払い」とは、受給者が医療機関の窓口で医療費を支払い、その領収証等を添えて自治体に請求することで、その医療費相当額を助成金として受け取ることです。



HPVワクチン任意接種
費用の償還払いについて

山中 子宮頸がん予防ワクチンの副反応による接種の差し控えがあり、その後ワクチン接種の安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種を勧める取り組みが再開された。

接種の機会を逃した方に対し「キヤッチアップ接種」がおこなわれ、自費で摂取した方への償還払いの申請請求期限が迫っているが。

町長 厚生労働省の通知において、HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した方は、市町村の判断で任意接種費用を事後的に償還することも可能とあるので、要綱等を策定し、払い戻しに対応できるよう準備を進める。

どう考えますか議員定数と報酬？

住民アンケート調査ご協力をお願い

議員定数・議員報酬等 について LINEでアンケート調査

アンケート期間：8月5日(月)～25日(日)

町議会では、開かれた議会と活性化を目指して、議会基本条例の制定など様々な課題に取り組んできました。現在、「議員定数・報酬のあり方」について議会運営委員会でご協議しています。アンケート調査にご協力をお願いいたします。

QRコードから、
アンケートへアクセス
できます。

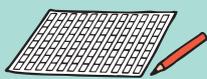


アンケートの結果につきましては、「議会だより」や「町ホームページ」等にて公表させていただきます。

9月定例会 のお知らせ

9月中旬に開催予定です。

皆様の傍聴をお待ちしています。



議員研修 (県町村議会議長会主催)

研修日 令和6年4月22日(月)

研修内容

研修場所 長崎県市町村会館

- 「市長経験者が明かす、行政を動かす質問の極意」と題し、まちづくりコーディネーター代表 平井竜一氏の講演を受けました。
- 「地方議会におけるハラスメントの実態と防止策」と題し、官民共創未来コンソーシアム代表理事 小田理恵子氏の講演を受けました。



熱のこもったアドバイスを受けました

あ
と
が
き

今年は何年より遅い梅雨入りとなりましたが、皆様のお手元にこの「議会だより」が届く頃には梅雨明けしているといいですね。

そして、子どもたちが楽しみにしていた夏休み！

近年では年々、猛暑が続き、昨年は酷暑とまで言われるようになりました。お仕事やスポーツなど、外で過ごされるときは水分補給をされるなど、熱中症にご注意ください。

「議会だより」を涼しい部屋でゆっくり読んでいただけると嬉しいです。(山中)

●6月定例会は、**38人**の傍聴がありました。

議会だより

編集特別委員会

委員長 小田 成美
副委員長 山中美由紀

増山 真理
坂中 信浩
辻 清人
小牟田一紀

発行責任者

議長 村井 達己

No.165

令和6年7月26日発行

発行/川棚町議会

編集/議会だより編集特別委員会

〒859-3692 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518-1 TEL0956-82-5216(直通) FAX0956-82-3134
Eメールアドレス gikai@town.kawatana.lg.jp

印刷・製本:(株)康真堂印刷